

泉崎村老人クラブ連合会 貸出規約

泉崎村老人クラブ連合会では、できるだけ多くの方々に広範に活用してもらうため、そして貸出や利用上のトラブルを防ぎ、スムーズな貸出を続けるために、以下の規約を定める。

1. 規程

泉崎村老人クラブ連合会と利用者は、この貸出規約に沿った「貸出契約」を結んで、スムーズな利用の実現を図ることとします。

【ニュースポーツ用品使用申請書】を提出した時点で「貸出契約」となります。

2. 貸出条件

正しいニュースポーツを広めるために、開催する体験会・イベント・教室棟に指導者およびスタッフとして、ニュースポーツに関する正しい知識で対応していただくことが条件となります。

3. 貸出用具のセット品名・内容・数

【泉崎村老人クラブ連合会ニュースポーツ用具一覧表】をご参照ください。

4. 貸出期間

① 1回につき、申請書記載の借用期間内での貸出・返却とします。(厳守)

※返却されないまま、次の方への貸出は禁止いたします。

② 長期間のご利用の場合

事前にお問い合わせください。

5. 貸出料金

無料となります。

6. 申込取り消し

事前にご連絡ください。

7. 破損・紛失

破損・紛失が生じた場合、各用具の部品購入金額にて補償をお願いします。

※1本または、1個の破損・紛失でも、同様の対応といたします。

8. 返却

用品・備品の数を確認していただき、整理及び清掃してご返却ください。

※使用前・後に不備がありましたら、事務局へご連絡ください。
故意に返却をされない場合には、製品の実費を請求させていただきます。

9. 貸出の解除

下記のいずれかに該当した時は、通知予告をせずに直ちに貸出契約を解約することができるものとします。

- (1) 申込内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 貸出品を適切に使用できないと判断した場合
- (3) 本規定に違反した場合

上記解約があった場合、利用者は直ちに貸出品を返却してください。

解約によって生じた損害については、本会は一切の責任を負わないものとします。

10. 附則

この規約は、平成26年5月1日より施行する。